

第49号議案

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に
関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、
滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、知事から意見を
求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和7年1月17日

滋賀県教育委員会

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に
関する知事への意見について

格別の意見はない。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

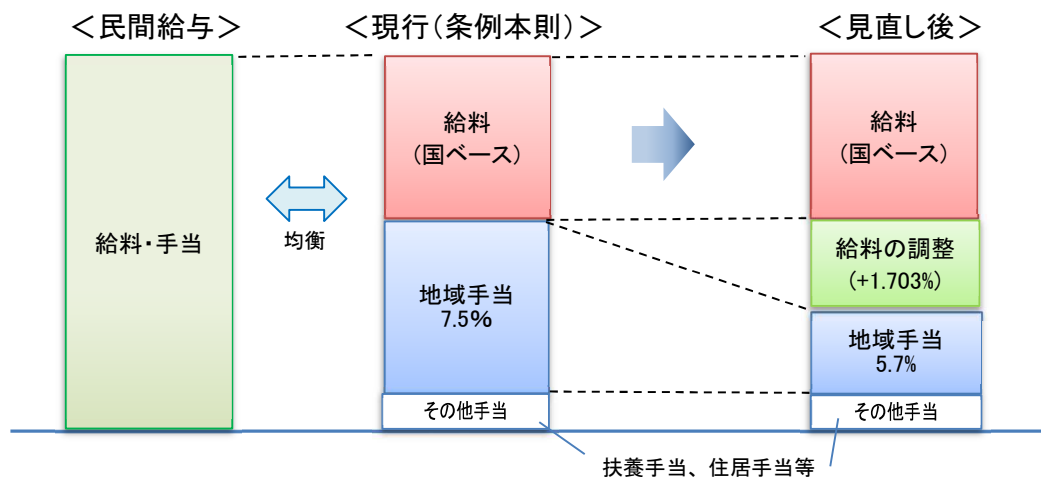
1 給料表および昇給制度

職務や職責をより重視した給料表へ見直し

2 地域手当

県内の支給割合を見直し（県内一律7.5%→5.7%）

※ 地域手当の引下げ後においても、民間水準との均衡が図られた職員の給与水準を維持するために、給料表の額に100分の101.703を乗じて得た額を給料月額として支給



3 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を月13,000円に引上げ

※ 2年間で段階的に実施（下表のとおり）

	令和6年度（現行）	令和7年度	令和8年度（完成）
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子（1人当たり）	10,000円	11,500円	13,000円

4 通勤手当

1 箇月当たりの通勤手当の支給限度額（150,000 円）を設けるとともに、新幹線鉄道等に係る特別料金等を支給限度額の範囲内で全額支給

5 単身赴任手当

採用に伴い単身赴任となる職員に支給（現在は異動等に伴う場合のみ）

6 管理職員特別勤務手当

平日深夜の支給対象時間帯を拡大（午前 0 時～ 5 時→午後 10 時～午前 5 時）

7 再任用職員の諸手当

新たに住居手当等を支給

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和6年10月17日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「給与条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全ての給料表について、号給構成を改めるとともに、給料月額を改定することとします。（別表第1および別表第2関係）

(2) 諸手当の改正

ア 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を13,000円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとします。また、これに伴う所要の規定の整備を行うこととします。（第11条および第11条の2関係）

イ 地域手当について、支給割合を見直すこととします。（第11条の3関係）

ウ 通勤手当について、通勤手当の支給月額の限度額を1箇月当たり150,000円とするとともに、新幹線鉄道等に係る特例について必要な規定の整備を行うこととします。（第12条関係）

エ 単身赴任手当について、新たに給与条例の適用を受ける職員となった者を支給対象とすることとします。（第12条の2関係）

オ 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大することとします。（第16条の2関係）

カ 定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、へき地手当およびへき地手当に準ずる手当を支給することとします。（第24条関係）

(3) その他

ア この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

エ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）」に、「6,500円」を「13,000円」に、「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）」を「から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「10,000円」を「6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条の2を次のように改める。

第11条の2 削除

第11条の3第2項第2号中「100分の7.5」を「100分の5.7」に改める。

第11条の4第1項第2号中「配偶者」の右に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第12条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「次項」の右に「および第5項」を加え、同条第3項中「（第1号および次項）」を「（第1号、次項および第5項）」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第12条第4項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らし

て通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて32,800円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円（同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあっては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあっては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の右に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の右に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条中「、扶養手当」を削る。

第24条中「および第7条」を「、第7条および第11条」に改め、「、第11条の2」を削り、「は短時間勤務職員」の右に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第36条中「（第4項を除く。）」を削り、同条の表第21条の項中「、扶養手当」を削る。

付則第15項を次のように改める。

15 当分の間、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）に係る第11条の3第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「給料、管理職手当および扶養手当の月額の」とあるのは「給料（給料の調整額を除く。）の月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に5.7分の7.5を乗じて得た額との」とし、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）に係る同項（第2号

に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 5.7」を「100 分の 7.5」とする。

付則第 25 項中「は、これら」を「(第 11 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員または第 2 号会計年度任用職員に係るものに限る。)は、これら」に、「次の各号に掲げる職員および第 2 号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」を「100 分の 101.703」に改め、同項各号を削る。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	

	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	52	276,100	333,700	399,200	448,900	
	53	276,900	335,400	400,400	450,100	
	54	277,700	336,700	401,600	451,300	
	55	278,500	338,000	402,900	452,500	
	56	279,300	339,300	404,200	453,700	
	57	280,000	340,800	405,500	454,800	
	58	280,600	342,400	406,800	455,400	
	59	281,400	343,900	408,200	455,900	
	60	282,300	345,500	409,400	456,400	
	61	283,100	347,000	410,600	456,900	
	62	283,700	348,600	412,000		
	63	284,500	350,200	413,400		
	64	285,200	351,700	414,700		
	65	286,200	353,200	415,900		
	66	287,000	354,800	417,100		
	67	287,800	356,400	418,400		
	68	288,500	357,900	419,800		
	69	289,200	359,400	421,100		
	70	290,000	361,000	422,300		
	71	290,800	362,600	423,300		
	72	291,500	364,100	424,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,200	365,600	425,700		
	74	292,900	367,200	426,800		
	75	293,600	368,800	428,000		
	76	294,200	370,300	429,000		
	77	294,800	371,800	430,100		
	78	295,500	373,200	431,100		
	79	296,200	374,600	432,100		
	80	296,800	375,900	433,100		
	81	297,400	377,200	434,000		
	82	298,100	378,600	434,800		
	83	298,800	380,000	435,600		
	84	299,500	381,300	436,400		
	85	300,200	382,400	437,100		
	86	301,000	383,800	437,500		

87	301, 700	385, 100	437, 900
88	302, 400	386, 400	438, 300
89	303, 100	387, 600	438, 700
90	304, 000	388, 900	439, 000
91	304, 800	390, 000	439, 300
92	305, 600	391, 200	439, 500
93	306, 100	392, 400	439, 800
94	306, 900	393, 500	440, 100
95	307, 700	394, 700	440, 400
96	308, 500	395, 900	440, 600
97	309, 200	397, 300	440, 800
98	310, 000	398, 300	441, 100
99	310, 800	399, 300	441, 400
100	311, 500	400, 300	441, 600
101	312, 300	401, 200	441, 800
102	313, 200	402, 200	442, 100
103	314, 100	403, 300	442, 400
104	314, 900	404, 400	442, 600
105	315, 500	405, 100	442, 800
106	316, 300	406, 000	
107	317, 100	406, 900	
108	317, 900	407, 800	
109	318, 600	408, 600	
110	319, 000	409, 400	
111	319, 400	410, 200	
112	319, 900	411, 000	
113	320, 400	411, 600	
114	320, 800	412, 300	
115	321, 300	413, 000	
116	321, 700	413, 700	
117	322, 200	414, 300	
118	322, 700	414, 800	
119	323, 100	415, 200	
120	323, 600	415, 500	
121	324, 100	415, 800	
122	324, 500	416, 100	
123	325, 000	416, 400	
124	325, 500	416, 600	
125	326, 100	416, 800	
126	326, 400	417, 100	
127	326, 700	417, 400	
128	327, 000	417, 600	
129	327, 200	417, 800	
130	327, 500	418, 100	
131	327, 800	418, 400	
132	328, 000	418, 600	

	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238,500	円 279,100	円 308,200	円 336,600	円 421,900

注 1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小 学 校 お よ び 中 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
	76	292,400	351,200	413,200	426,800
	77	293,000	352,600	413,800	427,100
	78	293,700	354,100	414,500	427,400
	79	294,300	355,600	415,000	427,700
	80	294,900	357,100	415,600	427,900
	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	
	86	298,300	364,700	417,500	

87	298, 800	365, 900	417, 800
88	299, 300	367, 000	418, 000
89	299, 700	368, 100	418, 200
90	300, 300	369, 200	418, 500
91	300, 800	370, 300	418, 800
92	301, 300	371, 400	419, 000
93	301, 600	372, 500	419, 200
94	302, 100	373, 700	419, 500
95	302, 600	374, 800	419, 800
96	303, 000	375, 900	420, 000
97	303, 400	376, 900	420, 200
98	303, 900	377, 900	420, 500
99	304, 400	378, 800	420, 800
100	304, 800	379, 700	421, 000
101	305, 200	380, 500	421, 200
102	305, 600	381, 500	421, 500
103	306, 000	382, 400	421, 800
104	306, 300	383, 300	422, 000
105	306, 500	384, 100	422, 200
106	306, 800	385, 000	
107	307, 100	385, 900	
108	307, 300	386, 800	
109	307, 500	387, 600	
110	307, 700	388, 600	
111	308, 000	389, 500	
112	308, 300	390, 400	
113	308, 500	391, 000	
114	308, 700	391, 900	
115	308, 900	392, 800	
116	309, 200	393, 700	
117	309, 500	394, 500	
118	309, 700	395, 200	
119	310, 000	396, 000	
120	310, 300	396, 800	
121	310, 500	397, 400	
122	310, 700	398, 100	
123	310, 900	398, 800	
124	311, 200	399, 400	
125	311, 500	400, 000	
126		400, 700	
127		401, 200	
128		401, 800	
129		402, 400	
130		403, 000	
131		403, 500	
132		404, 000	

	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

注 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 および別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項および同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 11 条の規定の適用については、
同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害を有する者
(6) 配偶者（届出をしない者
と、同条第 3 項中「13,000 円」とある
が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
のは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

(通勤手当および単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 改正後の第 12 条第 4 項および第 12 条の 2 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 6 切替日以後に新たに給与条例第 6 条第 6 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）および滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年滋賀県条例第 47 号）付則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員（以下この項においてこれらを「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第 13 条の 2 の 2 の規定は、切替日以後に同条第 1 項に規定する異動をした再任用職員または切替日以後に同項に規定する学校の移転があつた再任用職員について適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 7 暫定再任用短時間勤務職員（滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第 16 条第 1 項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第 24 条の規定を適用する。

（人事委員会規則への委任）

- 8 付則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 9 滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年滋賀県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「。以下この号において「条例」という。）および条例の」を「）の」に、「次に掲げる事務」を「別に教育委員会規則で定めるもの」に改め、同号アおよびイを削る。

（滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 10 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。

付則第 24 条第 6 項中「、第 11 条の 2、第 11 条の 4、第 13 条の 2 および第 13 条の 2 の 2」を削る。

付則別表 号給の切替表

ア 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14

31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	

64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		

97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15

32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	

65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条から第10条の2まで 省略 <u>(扶養手当)</u> 第11条 省略 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)から(6)まで 省略</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 (新設)	第1条から第10条の2まで 省略 <u>(扶養手当)</u> 第11条 省略 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (削除) <u>(1)から(5)まで 省略</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u>

第 11 条の 2 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子または前条第 2 項第 3 号もしくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において

第 11 条の 2 削除

は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(地域手当)

第11条の3 省略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 省略

(2) 2級地 100分の7.5

3 省略

(住居手当)

第11条の4 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 省略

(2) 第12条の2第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給

(地域手当)

第11条の3 省略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 省略

(2) 2級地 100分の5.7

3 省略

(住居手当)

第11条の4 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 省略

(2) 第12条の2第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給

される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 および 3 省略

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）

(2) および (3) 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）

される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 および 3 省略

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）

(2) および (3) 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項および第5項において「運賃等相当額」という。）

(2)および(3) 省略

3 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号および次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号および次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2

(2)および(3) 省略

3 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項および第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号および次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 省略

- 4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(新設)

(2) 省略

- 4 前項の規定は、新たにこの条例の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて32,800円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤

5から8まで 省略

(単身赴任手当)

第12条の2 省略

2 省略

3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他の人事委員会規則で定める者であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する学校等に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円(同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6から9まで 省略

(単身赴任手当)

第12条の2 省略

2 省略

3 新たにこの条例の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する学校等に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 省略

第13条から第16条まで 省略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員および管理職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日（以下「休日等」という。）（学校職員勤務時間条例第4条第1項もしくは第5条または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)第3条第1項もしくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、休日等が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下この条において同じ。）（当該休日等に特に勤務を命ぜられて、学校職員勤務時間条例第10条第2項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第9条第2項の規定（以下この条において「休日の振替に関する規定」という。）により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に

4 省略

第13条から第16条まで 省略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員および管理職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日（以下「休日等」という。）（学校職員勤務時間条例第4条第1項もしくは第5条または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)第3条第1項もしくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、休日等が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下この条において同じ。）（当該休日等に特に勤務を命ぜられて、学校職員勤務時間条例第10条第2項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第9条第2項の規定（以下この条において「休日の振替に関する規定」という。）により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務を

は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 省略

4 省略

第17条から第20条まで 省略

(管理職手当等の支給方法)

第21条 職員の管理職手当、扶養手当、地域手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当およびへき地手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第22条および第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 第6条第3項から第5項までおよび第7条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第11条、第11条の2、第11条の4、第13条の2および第13条の2の2の規定は短時間勤務職員については、適用しない。

した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 省略

4 省略

第17条から第20条まで 省略

(管理職手当等の支給方法)

第21条 職員の管理職手当、地域手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当およびへき地手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第22条および第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 第6条第3項から第5項まで、第7条および第11条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第11条、第11条の4、第13条の2および第13条の2の2の規定は短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)については、適用しない。

第25条から第35条の2まで 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条(第4項を除く。)、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第21条	管理職手当、扶養手当、 地域手当	地域手当

第37条から第39条まで 省略

付 則

1 から14まで 省略

(地域手当に関する特例)

15 当分の間、第11条の3第2項の規定の適用については、同項中「給料、管理職手当および扶養手当の月額」とあるのは「給料（給料の調整額を除く。）の月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、第1号に掲げる地域手当の級地にあつては18.5分の20を、第2号に掲げる地域手当の級地にあつては6分の7.5を乗じて得た額との」と、同項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と、同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6」とする。ただし、職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合の当該職員の地域手当の月額に係る同項の規定の適用

第25条から第35条の2まで 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第21条	管理職手当、地域手当	地域手当

第37条から第39条まで 省略

付 則

1 から14まで 省略

(地域手当に関する特例)

15 当分の間、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）に係る第11条の3第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「給料、管理職手当および扶養手当の月額」とあるのは「給料（給料の調整額を除く。）の月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に5.7分の7.5を乗じて得た額との」とし、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）に係る同項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「1

については、この限りでない。

16から24まで 省略

25 当分の間、別表第1および別表第2に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（付則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第19項、第21項または第22項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。以下この項において「調整前給料月額」という。）に、次の各号に掲げる職員および第2号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあつては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）第3条の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

(1) 付則第15項（前項において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用する第11条の3第2項第1号（第36条において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる地域手当の級地に在勤する職員および第2号会計年度任用職員 100分の101.266

(2) 付則第15項の規定により読み替えて適用する第11条の3第2項第

00分の5.7」を「100分の7.5」とする。

16から24まで 省略

25 当分の間、別表第1および別表第2に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（第11条の3第2項第2号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員または第2号会計年度任用職員に係るものに限る。）は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（付則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第19項、第21項または第22項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。以下この項において「調整前給料月額」という。）に、100分の101.703を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあつては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）第3条の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

(削除)

(削除)

2号（第36条において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる地域手当の級地に在勤する職員および第2号会計年度任用職員 100分の101.4152

付則別表 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	特2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600

付則別表 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	特2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000

<u>14</u>	<u>228,700</u>	<u>264,000</u>	<u>321,500</u>	<u>372,500</u>	<u>446,500</u>	<u>14</u>	<u>228,700</u>	<u>264,000</u>	<u>343,100</u>	<u>395,600</u>	<u>473,300</u>
<u>15</u>	<u>230,800</u>	<u>265,800</u>	<u>323,300</u>	<u>374,000</u>	<u>448,300</u>	<u>15</u>	<u>230,800</u>	<u>265,800</u>	<u>344,700</u>	<u>397,100</u>	<u>474,600</u>
<u>16</u>	<u>232,900</u>	<u>267,600</u>	<u>325,000</u>	<u>375,400</u>	<u>450,200</u>	<u>16</u>	<u>232,900</u>	<u>267,600</u>	<u>346,300</u>	<u>398,600</u>	<u>475,900</u>
<u>17</u>	<u>235,000</u>	<u>269,300</u>	<u>326,600</u>	<u>376,800</u>	<u>451,900</u>	<u>17</u>	<u>235,000</u>	<u>269,300</u>	<u>347,900</u>	<u>400,000</u>	<u>477,100</u>
<u>18</u>	<u>236,800</u>	<u>271,500</u>	<u>328,500</u>	<u>378,300</u>	<u>453,700</u>	<u>18</u>	<u>236,800</u>	<u>271,500</u>	<u>349,200</u>	<u>401,600</u>	<u>477,800</u>
<u>19</u>	<u>238,500</u>	<u>273,700</u>	<u>330,400</u>	<u>379,700</u>	<u>455,500</u>	<u>19</u>	<u>238,500</u>	<u>273,700</u>	<u>350,400</u>	<u>403,200</u>	<u>478,500</u>
<u>20</u>	<u>240,200</u>	<u>275,900</u>	<u>332,300</u>	<u>381,100</u>	<u>457,300</u>	<u>20</u>	<u>240,200</u>	<u>275,900</u>	<u>351,600</u>	<u>404,700</u>	<u>479,200</u>
<u>21</u>	<u>241,900</u>	<u>278,100</u>	<u>334,100</u>	<u>382,500</u>	<u>458,900</u>	<u>21</u>	<u>241,900</u>	<u>278,100</u>	<u>352,900</u>	<u>405,900</u>	<u>479,800</u>
<u>22</u>	<u>243,200</u>	<u>280,300</u>	<u>336,100</u>	<u>384,000</u>	<u>460,600</u>	<u>22</u>	<u>243,200</u>	<u>280,300</u>	<u>354,500</u>	<u>407,300</u>	
<u>23</u>	<u>244,500</u>	<u>282,500</u>	<u>337,900</u>	<u>385,500</u>	<u>462,500</u>	<u>23</u>	<u>244,500</u>	<u>282,500</u>	<u>356,100</u>	<u>408,700</u>	
<u>24</u>	<u>245,800</u>	<u>284,600</u>	<u>339,700</u>	<u>386,900</u>	<u>464,200</u>	<u>24</u>	<u>245,800</u>	<u>284,600</u>	<u>357,600</u>	<u>410,000</u>	
<u>25</u>	<u>247,000</u>	<u>286,600</u>	<u>341,400</u>	<u>388,200</u>	<u>465,900</u>	<u>25</u>	<u>247,000</u>	<u>286,600</u>	<u>359,100</u>	<u>411,600</u>	
<u>26</u>	<u>248,200</u>	<u>288,500</u>	<u>343,100</u>	<u>389,700</u>	<u>467,500</u>	<u>26</u>	<u>248,200</u>	<u>288,500</u>	<u>360,700</u>	<u>413,000</u>	
<u>27</u>	<u>249,400</u>	<u>290,400</u>	<u>344,700</u>	<u>391,200</u>	<u>469,000</u>	<u>27</u>	<u>249,400</u>	<u>290,400</u>	<u>362,300</u>	<u>414,300</u>	
<u>28</u>	<u>250,600</u>	<u>292,200</u>	<u>346,300</u>	<u>392,700</u>	<u>470,500</u>	<u>28</u>	<u>250,600</u>	<u>292,200</u>	<u>363,800</u>	<u>415,700</u>	
<u>29</u>	<u>251,700</u>	<u>294,000</u>	<u>347,900</u>	<u>394,100</u>	<u>472,000</u>	<u>29</u>	<u>251,700</u>	<u>294,000</u>	<u>365,300</u>	<u>417,100</u>	
<u>30</u>	<u>252,900</u>	<u>295,900</u>	<u>349,200</u>	<u>395,600</u>	<u>473,300</u>	<u>30</u>	<u>252,900</u>	<u>295,900</u>	<u>366,900</u>	<u>418,400</u>	
<u>31</u>	<u>254,100</u>	<u>297,700</u>	<u>350,400</u>	<u>397,100</u>	<u>474,600</u>	<u>31</u>	<u>254,100</u>	<u>297,700</u>	<u>368,500</u>	<u>419,900</u>	
<u>32</u>	<u>255,300</u>	<u>299,400</u>	<u>351,600</u>	<u>398,600</u>	<u>475,900</u>	<u>32</u>	<u>255,300</u>	<u>299,400</u>	<u>370,000</u>	<u>421,400</u>	
<u>33</u>	<u>256,400</u>	<u>301,100</u>	<u>352,900</u>	<u>400,000</u>	<u>477,100</u>	<u>33</u>	<u>256,400</u>	<u>301,100</u>	<u>371,500</u>	<u>423,000</u>	
<u>34</u>	<u>257,700</u>	<u>302,900</u>	<u>354,500</u>	<u>401,600</u>	<u>477,800</u>	<u>34</u>	<u>257,700</u>	<u>302,900</u>	<u>373,100</u>	<u>424,400</u>	
<u>35</u>	<u>259,000</u>	<u>304,600</u>	<u>356,100</u>	<u>403,200</u>	<u>478,500</u>	<u>35</u>	<u>259,000</u>	<u>304,600</u>	<u>374,700</u>	<u>426,000</u>	
<u>36</u>	<u>260,300</u>	<u>306,200</u>	<u>357,600</u>	<u>404,700</u>	<u>479,200</u>	<u>36</u>	<u>260,300</u>	<u>306,200</u>	<u>376,200</u>	<u>427,500</u>	

	<u>37</u>	<u>261,700</u>	<u>307,800</u>	<u>359,100</u>	<u>405,900</u>	<u>479,800</u>		<u>37</u>	<u>261,700</u>	<u>307,800</u>	<u>377,700</u>	<u>429,200</u>	
	<u>38</u>	<u>263,100</u>	<u>309,500</u>	<u>360,700</u>	<u>407,300</u>			<u>38</u>	<u>263,100</u>	<u>309,500</u>	<u>379,200</u>	<u>430,700</u>	
	<u>39</u>	<u>264,400</u>	<u>311,300</u>	<u>362,300</u>	<u>408,700</u>			<u>39</u>	<u>264,400</u>	<u>311,300</u>	<u>380,700</u>	<u>432,300</u>	
	<u>40</u>	<u>265,700</u>	<u>313,000</u>	<u>363,800</u>	<u>410,000</u>			<u>40</u>	<u>265,700</u>	<u>313,000</u>	<u>382,100</u>	<u>433,900</u>	
	<u>41</u>	<u>267,000</u>	<u>314,300</u>	<u>365,300</u>	<u>411,600</u>			<u>41</u>	<u>267,000</u>	<u>314,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,400</u>	
	<u>42</u>	<u>268,000</u>	<u>316,200</u>	<u>366,900</u>	<u>413,000</u>			<u>42</u>	<u>268,000</u>	<u>316,200</u>	<u>385,000</u>	<u>436,900</u>	
	<u>43</u>	<u>269,000</u>	<u>318,000</u>	<u>368,500</u>	<u>414,300</u>			<u>43</u>	<u>269,000</u>	<u>318,000</u>	<u>386,400</u>	<u>438,100</u>	
	<u>44</u>	<u>269,900</u>	<u>319,700</u>	<u>370,000</u>	<u>415,700</u>			<u>44</u>	<u>269,900</u>	<u>319,700</u>	<u>387,800</u>	<u>439,300</u>	
	<u>45</u>	<u>270,600</u>	<u>321,400</u>	<u>371,500</u>	<u>417,100</u>			<u>45</u>	<u>270,600</u>	<u>321,400</u>	<u>389,300</u>	<u>440,500</u>	
	<u>46</u>	<u>271,400</u>	<u>323,300</u>	<u>373,100</u>	<u>418,400</u>			<u>46</u>	<u>271,400</u>	<u>323,300</u>	<u>390,900</u>	<u>441,800</u>	
	<u>47</u>	<u>272,200</u>	<u>325,000</u>	<u>374,700</u>	<u>419,900</u>			<u>47</u>	<u>272,200</u>	<u>325,000</u>	<u>392,500</u>	<u>443,000</u>	
	<u>48</u>	<u>273,000</u>	<u>326,700</u>	<u>376,200</u>	<u>421,400</u>			<u>48</u>	<u>273,000</u>	<u>326,700</u>	<u>393,900</u>	<u>444,200</u>	
	<u>49</u>	<u>273,800</u>	<u>328,400</u>	<u>377,700</u>	<u>423,000</u>			<u>49</u>	<u>273,800</u>	<u>328,400</u>	<u>395,100</u>	<u>445,300</u>	
	<u>50</u>	<u>274,600</u>	<u>330,200</u>	<u>379,200</u>	<u>424,400</u>			<u>50</u>	<u>274,600</u>	<u>330,200</u>	<u>396,500</u>	<u>446,500</u>	
	<u>51</u>	<u>275,300</u>	<u>332,000</u>	<u>380,700</u>	<u>426,000</u>			<u>51</u>	<u>275,300</u>	<u>332,000</u>	<u>397,900</u>	<u>447,700</u>	
	<u>52</u>	<u>276,100</u>	<u>333,700</u>	<u>382,100</u>	<u>427,500</u>			<u>52</u>	<u>276,100</u>	<u>333,700</u>	<u>399,200</u>	<u>448,900</u>	
	<u>53</u>	<u>276,900</u>	<u>335,400</u>	<u>383,500</u>	<u>429,200</u>			<u>53</u>	<u>276,900</u>	<u>335,400</u>	<u>400,400</u>	<u>450,100</u>	
	<u>54</u>	<u>277,700</u>	<u>336,700</u>	<u>385,000</u>	<u>430,700</u>			<u>54</u>	<u>277,700</u>	<u>336,700</u>	<u>401,600</u>	<u>451,300</u>	
	<u>55</u>	<u>278,500</u>	<u>338,000</u>	<u>386,400</u>	<u>432,300</u>			<u>55</u>	<u>278,500</u>	<u>338,000</u>	<u>402,900</u>	<u>452,500</u>	
	<u>56</u>	<u>279,300</u>	<u>339,300</u>	<u>387,800</u>	<u>433,900</u>			<u>56</u>	<u>279,300</u>	<u>339,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,700</u>	
	<u>57</u>	<u>280,000</u>	<u>340,800</u>	<u>389,300</u>	<u>435,400</u>			<u>57</u>	<u>280,000</u>	<u>340,800</u>	<u>405,500</u>	<u>454,800</u>	
	<u>58</u>	<u>280,600</u>	<u>342,400</u>	<u>390,900</u>	<u>436,900</u>			<u>58</u>	<u>280,600</u>	<u>342,400</u>	<u>406,800</u>	<u>455,400</u>	
	<u>59</u>	<u>281,400</u>	<u>343,900</u>	<u>392,500</u>	<u>438,100</u>			<u>59</u>	<u>281,400</u>	<u>343,900</u>	<u>408,200</u>	<u>455,900</u>	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	282,300	345,500	393,900	439,300
	61	283,100	347,000	395,100	440,500
	62	283,700	348,600	396,500	441,800
	63	284,500	350,200	397,900	443,000
	64	285,200	351,700	399,200	444,200
	65	286,200	353,200	400,400	445,300
	66	287,000	354,800	401,600	446,500
	67	287,800	356,400	402,900	447,700
	68	288,500	357,900	404,200	448,900
	69	289,200	359,400	405,500	450,100
	70	290,000	361,000	406,800	451,300
	71	290,800	362,600	408,200	452,500
	72	291,500	364,100	409,400	453,700
	73	292,200	365,600	410,600	454,800
	74	292,900	367,200	412,000	455,400
	75	293,600	368,800	413,400	455,900
	76	294,200	370,300	414,700	456,400
	77	294,800	371,800	415,900	456,900
	78	295,500	373,200	417,100	
	79	296,200	374,600	418,400	
	80	296,800	375,900	419,800	
	81	297,400	377,200	421,100	
	82	298,100	378,600	422,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	283,700	348,600	412,000	
	63	284,500	350,200	413,400	
	64	285,200	351,700	414,700	
	65	286,200	353,200	415,900	
	66	287,000	354,800	417,100	
	67	287,800	356,400	418,400	
	68	288,500	357,900	419,800	
	69	289,200	359,400	421,100	
	70	290,000	361,000	422,300	
	71	290,800	362,600	423,300	
	72	291,500	364,100	424,500	
	73	292,200	365,600	425,700	
	74	292,900	367,200	426,800	
	75	293,600	368,800	428,000	
	76	294,200	370,300	429,000	
	77	294,800	371,800	430,100	
	78	295,500	373,200	431,100	
	79	296,200	374,600	432,100	
	80	296,800	375,900	433,100	
	81	297,400	377,200	434,000	
	82	298,100	378,600	434,800	

<u>83</u>	<u>298,800</u>	<u>380,000</u>	<u>423,300</u>
<u>84</u>	<u>299,500</u>	<u>381,300</u>	<u>424,500</u>
<u>85</u>	<u>300,200</u>	<u>382,400</u>	<u>425,700</u>
<u>86</u>	<u>301,000</u>	<u>383,800</u>	<u>426,800</u>
<u>87</u>	<u>301,700</u>	<u>385,100</u>	<u>428,000</u>
<u>88</u>	<u>302,400</u>	<u>386,400</u>	<u>429,000</u>
<u>89</u>	<u>303,100</u>	<u>387,600</u>	<u>430,100</u>
<u>90</u>	<u>304,000</u>	<u>388,900</u>	<u>431,100</u>
<u>91</u>	<u>304,800</u>	<u>390,000</u>	<u>432,100</u>
<u>92</u>	<u>305,600</u>	<u>391,200</u>	<u>433,100</u>
<u>93</u>	<u>306,100</u>	<u>392,400</u>	<u>434,000</u>
<u>94</u>	<u>306,900</u>	<u>393,500</u>	<u>434,800</u>
<u>95</u>	<u>307,700</u>	<u>394,700</u>	<u>435,600</u>
<u>96</u>	<u>308,500</u>	<u>395,900</u>	<u>436,400</u>
<u>97</u>	<u>309,200</u>	<u>397,300</u>	<u>437,100</u>
<u>98</u>	<u>310,000</u>	<u>398,300</u>	<u>437,500</u>
<u>99</u>	<u>310,800</u>	<u>399,300</u>	<u>437,900</u>
<u>100</u>	<u>311,500</u>	<u>400,300</u>	<u>438,300</u>
<u>101</u>	<u>312,300</u>	<u>401,200</u>	<u>438,700</u>
<u>102</u>	<u>313,200</u>	<u>402,200</u>	<u>439,000</u>
<u>103</u>	<u>314,100</u>	<u>403,300</u>	<u>439,300</u>
<u>104</u>	<u>314,900</u>	<u>404,400</u>	<u>439,500</u>
<u>105</u>	<u>315,500</u>	<u>405,100</u>	<u>439,800</u>

<u>83</u>	<u>298,800</u>	<u>380,000</u>	<u>435,600</u>
<u>84</u>	<u>299,500</u>	<u>381,300</u>	<u>436,400</u>
<u>85</u>	<u>300,200</u>	<u>382,400</u>	<u>437,100</u>
<u>86</u>	<u>301,000</u>	<u>383,800</u>	<u>437,500</u>
<u>87</u>	<u>301,700</u>	<u>385,100</u>	<u>437,900</u>
<u>88</u>	<u>302,400</u>	<u>386,400</u>	<u>438,300</u>
<u>89</u>	<u>303,100</u>	<u>387,600</u>	<u>438,700</u>
<u>90</u>	<u>304,000</u>	<u>388,900</u>	<u>439,000</u>
<u>91</u>	<u>304,800</u>	<u>390,000</u>	<u>439,300</u>
<u>92</u>	<u>305,600</u>	<u>391,200</u>	<u>439,500</u>
<u>93</u>	<u>306,100</u>	<u>392,400</u>	<u>439,800</u>
<u>94</u>	<u>306,900</u>	<u>393,500</u>	<u>440,100</u>
<u>95</u>	<u>307,700</u>	<u>394,700</u>	<u>440,400</u>
<u>96</u>	<u>308,500</u>	<u>395,900</u>	<u>440,600</u>
<u>97</u>	<u>309,200</u>	<u>397,300</u>	<u>440,800</u>
<u>98</u>	<u>310,000</u>	<u>398,300</u>	<u>441,100</u>
<u>99</u>	<u>310,800</u>	<u>399,300</u>	<u>441,400</u>
<u>100</u>	<u>311,500</u>	<u>400,300</u>	<u>441,600</u>
<u>101</u>	<u>312,300</u>	<u>401,200</u>	<u>441,800</u>
<u>102</u>	<u>313,200</u>	<u>402,200</u>	<u>442,100</u>
<u>103</u>	<u>314,100</u>	<u>403,300</u>	<u>442,400</u>
<u>104</u>	<u>314,900</u>	<u>404,400</u>	<u>442,600</u>
<u>105</u>	<u>315,500</u>	<u>405,100</u>	<u>442,800</u>

<u>106</u>	<u>316,300</u>	<u>406,000</u>	<u>440,100</u>
<u>107</u>	<u>317,100</u>	<u>406,900</u>	<u>440,400</u>
<u>108</u>	<u>317,900</u>	<u>407,800</u>	<u>440,600</u>
<u>109</u>	<u>318,600</u>	<u>408,600</u>	<u>440,800</u>
<u>110</u>	<u>319,000</u>	<u>409,400</u>	<u>441,100</u>
<u>111</u>	<u>319,400</u>	<u>410,200</u>	<u>441,400</u>
<u>112</u>	<u>319,900</u>	<u>411,000</u>	<u>441,600</u>
<u>113</u>	<u>320,400</u>	<u>411,600</u>	<u>441,800</u>
<u>114</u>	<u>320,800</u>	<u>412,300</u>	<u>442,100</u>
<u>115</u>	<u>321,300</u>	<u>413,000</u>	<u>442,400</u>
<u>116</u>	<u>321,700</u>	<u>413,700</u>	<u>442,600</u>
<u>117</u>	<u>322,200</u>	<u>414,300</u>	<u>442,800</u>
<u>118</u>	<u>322,700</u>	<u>414,800</u>	
<u>119</u>	<u>323,100</u>	<u>415,200</u>	
<u>120</u>	<u>323,600</u>	<u>415,500</u>	
<u>121</u>	<u>324,100</u>	<u>415,800</u>	
<u>122</u>	<u>324,500</u>	<u>416,100</u>	
<u>123</u>	<u>325,000</u>	<u>416,400</u>	
<u>124</u>	<u>325,500</u>	<u>416,600</u>	
<u>125</u>	<u>326,100</u>	<u>416,800</u>	
<u>126</u>	<u>326,400</u>	<u>417,100</u>	
<u>127</u>	<u>326,700</u>	<u>417,400</u>	
<u>128</u>	<u>327,000</u>	<u>417,600</u>	

<u>106</u>	<u>316,300</u>	<u>406,000</u>
<u>107</u>	<u>317,100</u>	<u>406,900</u>
<u>108</u>	<u>317,900</u>	<u>407,800</u>
<u>109</u>	<u>318,600</u>	<u>408,600</u>
<u>110</u>	<u>319,000</u>	<u>409,400</u>
<u>111</u>	<u>319,400</u>	<u>410,200</u>
<u>112</u>	<u>319,900</u>	<u>411,000</u>
<u>113</u>	<u>320,400</u>	<u>411,600</u>
<u>114</u>	<u>320,800</u>	<u>412,300</u>
<u>115</u>	<u>321,300</u>	<u>413,000</u>
<u>116</u>	<u>321,700</u>	<u>413,700</u>
<u>117</u>	<u>322,200</u>	<u>414,300</u>
<u>118</u>	<u>322,700</u>	<u>414,800</u>
<u>119</u>	<u>323,100</u>	<u>415,200</u>
<u>120</u>	<u>323,600</u>	<u>415,500</u>
<u>121</u>	<u>324,100</u>	<u>415,800</u>
<u>122</u>	<u>324,500</u>	<u>416,100</u>
<u>123</u>	<u>325,000</u>	<u>416,400</u>
<u>124</u>	<u>325,500</u>	<u>416,600</u>
<u>125</u>	<u>326,100</u>	<u>416,800</u>
<u>126</u>	<u>326,400</u>	<u>417,100</u>
<u>127</u>	<u>326,700</u>	<u>417,400</u>
<u>128</u>	<u>327,000</u>	<u>417,600</u>

<u>129</u>	<u>327, 200</u>	<u>417, 800</u>
<u>130</u>	<u>327, 500</u>	<u>418, 100</u>
<u>131</u>	<u>327, 800</u>	<u>418, 400</u>
<u>132</u>	<u>328, 000</u>	<u>418, 600</u>
<u>133</u>	<u>328, 200</u>	<u>418, 800</u>
<u>134</u>	<u>328, 400</u>	<u>419, 100</u>
<u>135</u>	<u>328, 600</u>	<u>419, 400</u>
<u>136</u>	<u>328, 900</u>	<u>419, 600</u>
<u>137</u>	<u>329, 200</u>	<u>419, 800</u>
<u>138</u>	<u>329, 400</u>	<u>420, 100</u>
<u>139</u>	<u>329, 700</u>	<u>420, 400</u>
<u>140</u>	<u>330, 000</u>	<u>420, 600</u>
<u>141</u>	<u>330, 200</u>	<u>420, 800</u>
<u>142</u>	<u>330, 400</u>	<u>421, 100</u>
<u>143</u>	<u>330, 700</u>	<u>421, 400</u>
<u>144</u>	<u>330, 900</u>	<u>421, 600</u>
<u>145</u>	<u>331, 200</u>	<u>421, 800</u>
<u>146</u>	<u>331, 400</u>	
<u>147</u>	<u>331, 700</u>	
<u>148</u>	<u>332, 000</u>	
<u>149</u>	<u>332, 200</u>	
<u>150</u>	<u>332, 400</u>	
<u>151</u>	<u>332, 700</u>	

<u>129</u>	<u>327, 200</u>	<u>417, 800</u>
<u>130</u>	<u>327, 500</u>	<u>418, 100</u>
<u>131</u>	<u>327, 800</u>	<u>418, 400</u>
<u>132</u>	<u>328, 000</u>	<u>418, 600</u>
<u>133</u>	<u>328, 200</u>	<u>418, 800</u>
<u>134</u>	<u>328, 400</u>	<u>419, 100</u>
<u>135</u>	<u>328, 600</u>	<u>419, 400</u>
<u>136</u>	<u>328, 900</u>	<u>419, 600</u>
<u>137</u>	<u>329, 200</u>	<u>419, 800</u>
<u>138</u>	<u>329, 400</u>	<u>420, 100</u>
<u>139</u>	<u>329, 700</u>	<u>420, 400</u>
<u>140</u>	<u>330, 000</u>	<u>420, 600</u>
<u>141</u>	<u>330, 200</u>	<u>420, 800</u>
<u>142</u>	<u>330, 400</u>	<u>421, 100</u>
<u>143</u>	<u>330, 700</u>	<u>421, 400</u>
<u>144</u>	<u>330, 900</u>	<u>421, 600</u>
<u>145</u>	<u>331, 200</u>	<u>421, 800</u>
<u>146</u>	<u>331, 400</u>	
<u>147</u>	<u>331, 700</u>	
<u>148</u>	<u>332, 000</u>	
<u>149</u>	<u>332, 200</u>	
<u>150</u>	<u>332, 400</u>	
<u>151</u>	<u>332, 700</u>	

	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

注 1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600

	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

注 1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200

<u>4</u>	<u>206,700</u>	<u>227,900</u>	<u>303,600</u>	<u>330,200</u>	<u>418,000</u>	<u>4</u>	<u>206,700</u>	<u>227,900</u>	<u>325,000</u>	<u>353,200</u>	<u>439,500</u>
<u>5</u>	<u>208,900</u>	<u>230,300</u>	<u>305,400</u>	<u>332,200</u>	<u>419,300</u>	<u>5</u>	<u>208,900</u>	<u>230,300</u>	<u>326,600</u>	<u>354,600</u>	<u>440,600</u>
<u>6</u>	<u>211,200</u>	<u>232,700</u>	<u>307,200</u>	<u>334,300</u>	<u>420,700</u>	<u>6</u>	<u>211,200</u>	<u>232,700</u>	<u>328,500</u>	<u>356,000</u>	<u>441,700</u>
<u>7</u>	<u>213,400</u>	<u>235,100</u>	<u>309,000</u>	<u>336,400</u>	<u>422,100</u>	<u>7</u>	<u>213,400</u>	<u>235,100</u>	<u>330,400</u>	<u>357,400</u>	<u>442,900</u>
<u>8</u>	<u>215,600</u>	<u>237,500</u>	<u>310,700</u>	<u>338,500</u>	<u>423,500</u>	<u>8</u>	<u>215,600</u>	<u>237,500</u>	<u>332,300</u>	<u>358,800</u>	<u>444,100</u>
<u>9</u>	<u>217,800</u>	<u>239,900</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>424,900</u>	<u>9</u>	<u>217,800</u>	<u>239,900</u>	<u>334,100</u>	<u>360,200</u>	<u>445,400</u>
<u>10</u>	<u>220,000</u>	<u>241,500</u>	<u>314,200</u>	<u>342,600</u>	<u>426,300</u>	<u>10</u>	<u>220,000</u>	<u>241,500</u>	<u>336,100</u>	<u>361,500</u>	<u>446,600</u>
<u>11</u>	<u>222,200</u>	<u>243,100</u>	<u>316,000</u>	<u>344,700</u>	<u>427,700</u>	<u>11</u>	<u>222,200</u>	<u>243,100</u>	<u>337,900</u>	<u>362,800</u>	<u>447,600</u>
<u>12</u>	<u>224,400</u>	<u>244,700</u>	<u>317,800</u>	<u>346,700</u>	<u>429,000</u>	<u>12</u>	<u>224,400</u>	<u>244,700</u>	<u>339,700</u>	<u>364,100</u>	<u>448,700</u>
<u>13</u>	<u>226,600</u>	<u>246,300</u>	<u>319,700</u>	<u>348,700</u>	<u>430,300</u>	<u>13</u>	<u>226,600</u>	<u>246,300</u>	<u>341,400</u>	<u>365,300</u>	<u>449,900</u>
<u>14</u>	<u>228,700</u>	<u>247,800</u>	<u>321,500</u>	<u>350,200</u>	<u>431,700</u>	<u>14</u>	<u>228,700</u>	<u>247,800</u>	<u>343,100</u>	<u>366,600</u>	<u>450,700</u>
<u>15</u>	<u>230,800</u>	<u>249,200</u>	<u>323,300</u>	<u>351,700</u>	<u>433,100</u>	<u>15</u>	<u>230,800</u>	<u>249,200</u>	<u>344,700</u>	<u>367,800</u>	<u>451,500</u>
<u>16</u>	<u>232,900</u>	<u>250,600</u>	<u>325,000</u>	<u>353,200</u>	<u>434,500</u>	<u>16</u>	<u>232,900</u>	<u>250,600</u>	<u>346,300</u>	<u>369,000</u>	<u>452,400</u>
<u>17</u>	<u>235,000</u>	<u>252,000</u>	<u>326,600</u>	<u>354,600</u>	<u>435,700</u>	<u>17</u>	<u>235,000</u>	<u>252,000</u>	<u>347,900</u>	<u>370,200</u>	<u>453,300</u>
<u>18</u>	<u>236,800</u>	<u>253,200</u>	<u>328,500</u>	<u>356,000</u>	<u>437,000</u>	<u>18</u>	<u>236,800</u>	<u>253,200</u>	<u>349,200</u>	<u>371,400</u>	<u>453,800</u>
<u>19</u>	<u>238,500</u>	<u>254,400</u>	<u>330,400</u>	<u>357,400</u>	<u>438,200</u>	<u>19</u>	<u>238,500</u>	<u>254,400</u>	<u>350,400</u>	<u>372,600</u>	<u>454,300</u>
<u>20</u>	<u>240,200</u>	<u>255,600</u>	<u>332,300</u>	<u>358,800</u>	<u>439,500</u>	<u>20</u>	<u>240,200</u>	<u>255,600</u>	<u>351,600</u>	<u>373,700</u>	<u>454,800</u>
<u>21</u>	<u>241,900</u>	<u>257,000</u>	<u>334,100</u>	<u>360,200</u>	<u>440,600</u>	<u>21</u>	<u>241,900</u>	<u>257,000</u>	<u>352,900</u>	<u>374,800</u>	<u>455,300</u>
<u>22</u>	<u>243,200</u>	<u>258,200</u>	<u>336,100</u>	<u>361,500</u>	<u>441,700</u>	<u>22</u>	<u>243,200</u>	<u>258,200</u>	<u>354,300</u>	<u>376,000</u>	
<u>23</u>	<u>244,500</u>	<u>259,500</u>	<u>337,900</u>	<u>362,800</u>	<u>442,900</u>	<u>23</u>	<u>244,500</u>	<u>259,500</u>	<u>355,700</u>	<u>377,200</u>	
<u>24</u>	<u>245,800</u>	<u>260,800</u>	<u>339,700</u>	<u>364,100</u>	<u>444,100</u>	<u>24</u>	<u>245,800</u>	<u>260,800</u>	<u>357,000</u>	<u>378,300</u>	
<u>25</u>	<u>247,000</u>	<u>262,100</u>	<u>341,400</u>	<u>365,300</u>	<u>445,400</u>	<u>25</u>	<u>247,000</u>	<u>262,100</u>	<u>358,300</u>	<u>379,400</u>	
<u>26</u>	<u>248,100</u>	<u>264,000</u>	<u>343,100</u>	<u>366,600</u>	<u>446,600</u>	<u>26</u>	<u>248,100</u>	<u>264,000</u>	<u>359,700</u>	<u>380,600</u>	

<u>27</u>	<u>249,200</u>	<u>265,800</u>	<u>344,700</u>	<u>367,800</u>	<u>447,600</u>	<u>27</u>	<u>249,200</u>	<u>265,800</u>	<u>361,100</u>	<u>381,800</u>
<u>28</u>	<u>250,300</u>	<u>267,600</u>	<u>346,300</u>	<u>369,000</u>	<u>448,700</u>	<u>28</u>	<u>250,300</u>	<u>267,600</u>	<u>362,400</u>	<u>382,900</u>
<u>29</u>	<u>251,500</u>	<u>269,300</u>	<u>347,900</u>	<u>370,200</u>	<u>449,900</u>	<u>29</u>	<u>251,500</u>	<u>269,300</u>	<u>363,700</u>	<u>384,000</u>
<u>30</u>	<u>252,800</u>	<u>271,500</u>	<u>349,200</u>	<u>371,400</u>	<u>450,700</u>	<u>30</u>	<u>252,800</u>	<u>271,500</u>	<u>365,100</u>	<u>385,200</u>
<u>31</u>	<u>254,000</u>	<u>273,700</u>	<u>350,400</u>	<u>372,600</u>	<u>451,500</u>	<u>31</u>	<u>254,000</u>	<u>273,700</u>	<u>366,400</u>	<u>386,400</u>
<u>32</u>	<u>255,200</u>	<u>275,900</u>	<u>351,600</u>	<u>373,700</u>	<u>452,400</u>	<u>32</u>	<u>255,200</u>	<u>275,900</u>	<u>367,700</u>	<u>387,500</u>
<u>33</u>	<u>256,300</u>	<u>278,100</u>	<u>352,900</u>	<u>374,800</u>	<u>453,300</u>	<u>33</u>	<u>256,300</u>	<u>278,100</u>	<u>369,000</u>	<u>388,600</u>
<u>34</u>	<u>257,500</u>	<u>280,300</u>	<u>354,300</u>	<u>376,000</u>	<u>453,800</u>	<u>34</u>	<u>257,500</u>	<u>280,300</u>	<u>370,200</u>	<u>389,800</u>
<u>35</u>	<u>258,700</u>	<u>282,500</u>	<u>355,700</u>	<u>377,200</u>	<u>454,300</u>	<u>35</u>	<u>258,700</u>	<u>282,500</u>	<u>371,400</u>	<u>391,000</u>
<u>36</u>	<u>259,900</u>	<u>284,600</u>	<u>357,000</u>	<u>378,300</u>	<u>454,800</u>	<u>36</u>	<u>259,900</u>	<u>284,600</u>	<u>372,600</u>	<u>392,200</u>
<u>37</u>	<u>261,100</u>	<u>286,600</u>	<u>358,300</u>	<u>379,400</u>	<u>455,300</u>	<u>37</u>	<u>261,100</u>	<u>286,600</u>	<u>373,800</u>	<u>393,400</u>
<u>38</u>	<u>262,300</u>	<u>288,500</u>	<u>359,700</u>	<u>380,600</u>		<u>38</u>	<u>262,300</u>	<u>288,500</u>	<u>375,000</u>	<u>394,700</u>
<u>39</u>	<u>263,500</u>	<u>290,400</u>	<u>361,100</u>	<u>381,800</u>		<u>39</u>	<u>263,500</u>	<u>290,400</u>	<u>376,200</u>	<u>395,900</u>
<u>40</u>	<u>264,700</u>	<u>292,200</u>	<u>362,400</u>	<u>382,900</u>		<u>40</u>	<u>264,700</u>	<u>292,200</u>	<u>377,400</u>	<u>397,100</u>
<u>41</u>	<u>265,900</u>	<u>294,000</u>	<u>363,700</u>	<u>384,000</u>		<u>41</u>	<u>265,900</u>	<u>294,000</u>	<u>378,500</u>	<u>398,300</u>
<u>42</u>	<u>267,000</u>	<u>295,900</u>	<u>365,100</u>	<u>385,200</u>		<u>42</u>	<u>267,000</u>	<u>295,900</u>	<u>379,700</u>	<u>399,600</u>
<u>43</u>	<u>268,100</u>	<u>297,700</u>	<u>366,400</u>	<u>386,400</u>		<u>43</u>	<u>268,100</u>	<u>297,700</u>	<u>380,900</u>	<u>400,600</u>
<u>44</u>	<u>269,200</u>	<u>299,400</u>	<u>367,700</u>	<u>387,500</u>		<u>44</u>	<u>269,200</u>	<u>299,400</u>	<u>382,100</u>	<u>401,700</u>
<u>45</u>	<u>270,200</u>	<u>301,100</u>	<u>369,000</u>	<u>388,600</u>		<u>45</u>	<u>270,200</u>	<u>301,100</u>	<u>383,200</u>	<u>402,900</u>
<u>46</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>370,200</u>	<u>389,800</u>		<u>46</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>384,500</u>	<u>404,100</u>
<u>47</u>	<u>271,800</u>	<u>304,600</u>	<u>371,400</u>	<u>391,000</u>		<u>47</u>	<u>271,800</u>	<u>304,600</u>	<u>385,800</u>	<u>405,300</u>
<u>48</u>	<u>272,600</u>	<u>306,200</u>	<u>372,600</u>	<u>392,200</u>		<u>48</u>	<u>272,600</u>	<u>306,200</u>	<u>387,000</u>	<u>406,500</u>
<u>49</u>	<u>273,300</u>	<u>307,800</u>	<u>373,800</u>	<u>393,400</u>		<u>49</u>	<u>273,300</u>	<u>307,800</u>	<u>387,900</u>	<u>407,600</u>

<u>50</u>	<u>274,100</u>	<u>309,500</u>	<u>375,000</u>	<u>394,700</u>
<u>51</u>	<u>274,800</u>	<u>311,300</u>	<u>376,200</u>	<u>395,900</u>
<u>52</u>	<u>275,500</u>	<u>313,000</u>	<u>377,400</u>	<u>397,100</u>
<u>53</u>	<u>276,300</u>	<u>314,300</u>	<u>378,500</u>	<u>398,300</u>
<u>54</u>	<u>277,100</u>	<u>316,200</u>	<u>379,700</u>	<u>399,600</u>
<u>55</u>	<u>277,900</u>	<u>318,000</u>	<u>380,900</u>	<u>400,600</u>
<u>56</u>	<u>278,600</u>	<u>319,700</u>	<u>382,100</u>	<u>401,700</u>
<u>57</u>	<u>279,300</u>	<u>321,400</u>	<u>383,200</u>	<u>402,900</u>
<u>58</u>	<u>280,100</u>	<u>323,300</u>	<u>384,500</u>	<u>404,100</u>
<u>59</u>	<u>280,900</u>	<u>325,000</u>	<u>385,800</u>	<u>405,300</u>
<u>60</u>	<u>281,600</u>	<u>326,700</u>	<u>387,000</u>	<u>406,500</u>
<u>61</u>	<u>282,200</u>	<u>328,400</u>	<u>387,900</u>	<u>407,600</u>
<u>62</u>	<u>282,900</u>	<u>330,200</u>	<u>389,100</u>	<u>408,600</u>
<u>63</u>	<u>283,600</u>	<u>332,000</u>	<u>390,100</u>	<u>409,900</u>
<u>64</u>	<u>284,200</u>	<u>333,700</u>	<u>391,200</u>	<u>411,100</u>
<u>65</u>	<u>284,900</u>	<u>335,400</u>	<u>392,000</u>	<u>412,300</u>
<u>66</u>	<u>285,600</u>	<u>336,700</u>	<u>393,100</u>	<u>413,400</u>
<u>67</u>	<u>286,300</u>	<u>338,000</u>	<u>394,100</u>	<u>414,500</u>
<u>68</u>	<u>287,000</u>	<u>339,300</u>	<u>395,100</u>	<u>415,600</u>
<u>69</u>	<u>287,700</u>	<u>340,800</u>	<u>396,200</u>	<u>416,600</u>
<u>70</u>	<u>288,500</u>	<u>342,300</u>	<u>397,200</u>	<u>417,800</u>
<u>71</u>	<u>289,200</u>	<u>343,800</u>	<u>398,300</u>	<u>419,000</u>
<u>72</u>	<u>289,900</u>	<u>345,300</u>	<u>399,400</u>	<u>420,200</u>

<u>50</u>	<u>274,100</u>	<u>309,500</u>	<u>389,100</u>	<u>408,600</u>
<u>51</u>	<u>274,800</u>	<u>311,300</u>	<u>390,100</u>	<u>409,900</u>
<u>52</u>	<u>275,500</u>	<u>313,000</u>	<u>391,200</u>	<u>411,100</u>
<u>53</u>	<u>276,300</u>	<u>314,300</u>	<u>392,000</u>	<u>412,300</u>
<u>54</u>	<u>277,100</u>	<u>316,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,400</u>
<u>55</u>	<u>277,900</u>	<u>318,000</u>	<u>394,100</u>	<u>414,500</u>
<u>56</u>	<u>278,600</u>	<u>319,700</u>	<u>395,100</u>	<u>415,600</u>
<u>57</u>	<u>279,300</u>	<u>321,400</u>	<u>396,200</u>	<u>416,600</u>
<u>58</u>	<u>280,100</u>	<u>323,300</u>	<u>397,200</u>	<u>417,800</u>
<u>59</u>	<u>280,900</u>	<u>325,000</u>	<u>398,300</u>	<u>419,000</u>
<u>60</u>	<u>281,600</u>	<u>326,700</u>	<u>399,400</u>	<u>420,200</u>
<u>61</u>	<u>282,200</u>	<u>328,400</u>	<u>400,400</u>	<u>420,800</u>
<u>62</u>	<u>282,900</u>	<u>330,200</u>	<u>401,500</u>	<u>421,600</u>
<u>63</u>	<u>283,600</u>	<u>332,000</u>	<u>402,600</u>	<u>422,300</u>
<u>64</u>	<u>284,200</u>	<u>333,700</u>	<u>403,600</u>	<u>422,800</u>
<u>65</u>	<u>284,900</u>	<u>335,400</u>	<u>404,500</u>	<u>423,100</u>
<u>66</u>	<u>285,600</u>	<u>336,700</u>	<u>405,400</u>	<u>423,400</u>
<u>67</u>	<u>286,300</u>	<u>338,000</u>	<u>406,400</u>	<u>423,800</u>
<u>68</u>	<u>287,000</u>	<u>339,300</u>	<u>407,400</u>	<u>424,200</u>
<u>69</u>	<u>287,700</u>	<u>340,800</u>	<u>408,200</u>	<u>424,500</u>
<u>70</u>	<u>288,500</u>	<u>342,300</u>	<u>409,000</u>	<u>424,900</u>
<u>71</u>	<u>289,200</u>	<u>343,800</u>	<u>409,700</u>	<u>425,200</u>
<u>72</u>	<u>289,900</u>	<u>345,300</u>	<u>410,500</u>	<u>425,500</u>

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	290,400	346,700	400,400	420,800
	74	291,100	348,200	401,500	421,600
	75	291,800	349,700	402,600	422,300
	76	292,400	351,200	403,600	422,800
	77	293,000	352,600	404,500	423,100
	78	293,700	354,100	405,400	423,400
	79	294,300	355,600	406,400	423,800
	80	294,900	357,100	407,400	424,200
	81	295,500	358,500	408,200	424,500
	82	296,100	359,800	409,000	424,900
	83	296,700	361,100	409,700	425,200
	84	297,300	362,300	410,500	425,500
	85	297,800	363,500	411,200	425,800
	86	298,300	364,700	411,800	426,200
	87	298,800	365,900	412,500	426,500
	88	299,300	367,000	413,200	426,800
	89	299,700	368,100	413,800	427,100
	90	300,300	369,200	414,500	427,400
	91	300,800	370,300	415,000	427,700
	92	301,300	371,400	415,600	427,900
	93	301,600	372,500	416,000	428,100
	94	302,100	373,700	416,400	
	95	302,600	374,800	416,700	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
	76	292,400	351,200	413,200	426,800
	77	293,000	352,600	413,800	427,100
	78	293,700	354,100	414,500	427,400
	79	294,300	355,600	415,000	427,700
	80	294,900	357,100	415,600	427,900
	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	
	86	298,300	364,700	417,500	
	87	298,800	365,900	417,800	
	88	299,300	367,000	418,000	
	89	299,700	368,100	418,200	
	90	300,300	369,200	418,500	
	91	300,800	370,300	418,800	
	92	301,300	371,400	419,000	
	93	301,600	372,500	419,200	
	94	302,100	373,700	419,500	
	95	302,600	374,800	419,800	

<u>96</u>	<u>303,000</u>	<u>375,900</u>	<u>417,000</u>
<u>97</u>	<u>303,400</u>	<u>376,900</u>	<u>417,200</u>
<u>98</u>	<u>303,900</u>	<u>377,900</u>	<u>417,500</u>
<u>99</u>	<u>304,400</u>	<u>378,800</u>	<u>417,800</u>
<u>100</u>	<u>304,800</u>	<u>379,700</u>	<u>418,000</u>
<u>101</u>	<u>305,200</u>	<u>380,500</u>	<u>418,200</u>
<u>102</u>	<u>305,600</u>	<u>381,500</u>	<u>418,500</u>
<u>103</u>	<u>306,000</u>	<u>382,400</u>	<u>418,800</u>
<u>104</u>	<u>306,300</u>	<u>383,300</u>	<u>419,000</u>
<u>105</u>	<u>306,500</u>	<u>384,100</u>	<u>419,200</u>
<u>106</u>	<u>306,800</u>	<u>385,000</u>	<u>419,500</u>
<u>107</u>	<u>307,100</u>	<u>385,900</u>	<u>419,800</u>
<u>108</u>	<u>307,300</u>	<u>386,800</u>	<u>420,000</u>
<u>109</u>	<u>307,500</u>	<u>387,600</u>	<u>420,200</u>
<u>110</u>	<u>307,700</u>	<u>388,600</u>	<u>420,500</u>
<u>111</u>	<u>308,000</u>	<u>389,500</u>	<u>420,800</u>
<u>112</u>	<u>308,300</u>	<u>390,400</u>	<u>421,000</u>
<u>113</u>	<u>308,500</u>	<u>391,000</u>	<u>421,200</u>
<u>114</u>	<u>308,700</u>	<u>391,900</u>	<u>421,500</u>
<u>115</u>	<u>308,900</u>	<u>392,800</u>	<u>421,800</u>
<u>116</u>	<u>309,200</u>	<u>393,700</u>	<u>422,000</u>
<u>117</u>	<u>309,500</u>	<u>394,500</u>	<u>422,200</u>
<u>118</u>	<u>309,700</u>	<u>395,200</u>	

<u>96</u>	<u>303,000</u>	<u>375,900</u>	<u>420,000</u>
<u>97</u>	<u>303,400</u>	<u>376,900</u>	<u>420,200</u>
<u>98</u>	<u>303,900</u>	<u>377,900</u>	<u>420,500</u>
<u>99</u>	<u>304,400</u>	<u>378,800</u>	<u>420,800</u>
<u>100</u>	<u>304,800</u>	<u>379,700</u>	<u>421,000</u>
<u>101</u>	<u>305,200</u>	<u>380,500</u>	<u>421,200</u>
<u>102</u>	<u>305,600</u>	<u>381,500</u>	<u>421,500</u>
<u>103</u>	<u>306,000</u>	<u>382,400</u>	<u>421,800</u>
<u>104</u>	<u>306,300</u>	<u>383,300</u>	<u>422,000</u>
<u>105</u>	<u>306,500</u>	<u>384,100</u>	<u>422,200</u>
<u>106</u>	<u>306,800</u>	<u>385,000</u>	
<u>107</u>	<u>307,100</u>	<u>385,900</u>	
<u>108</u>	<u>307,300</u>	<u>386,800</u>	
<u>109</u>	<u>307,500</u>	<u>387,600</u>	
<u>110</u>	<u>307,700</u>	<u>388,600</u>	
<u>111</u>	<u>308,000</u>	<u>389,500</u>	
<u>112</u>	<u>308,300</u>	<u>390,400</u>	
<u>113</u>	<u>308,500</u>	<u>391,000</u>	
<u>114</u>	<u>308,700</u>	<u>391,900</u>	
<u>115</u>	<u>308,900</u>	<u>392,800</u>	
<u>116</u>	<u>309,200</u>	<u>393,700</u>	
<u>117</u>	<u>309,500</u>	<u>394,500</u>	
<u>118</u>	<u>309,700</u>	<u>395,200</u>	

<u>119</u>	<u>310,000</u>	<u>396,000</u>
<u>120</u>	<u>310,300</u>	<u>396,800</u>
<u>121</u>	<u>310,500</u>	<u>397,400</u>
<u>122</u>	<u>310,700</u>	<u>398,100</u>
<u>123</u>	<u>310,900</u>	<u>398,800</u>
<u>124</u>	<u>311,200</u>	<u>399,400</u>
<u>125</u>	<u>311,500</u>	<u>400,000</u>
<u>126</u>		<u>400,700</u>
<u>127</u>		<u>401,200</u>
<u>128</u>		<u>401,800</u>
<u>129</u>		<u>402,400</u>
<u>130</u>		<u>403,000</u>
<u>131</u>		<u>403,500</u>
<u>132</u>		<u>404,000</u>
<u>133</u>		<u>404,300</u>
<u>134</u>		<u>404,600</u>
<u>135</u>		<u>404,900</u>
<u>136</u>		<u>405,200</u>
<u>137</u>		<u>405,500</u>
<u>138</u>		<u>405,800</u>
<u>139</u>		<u>406,100</u>
<u>140</u>		<u>406,400</u>
<u>141</u>		<u>406,700</u>

<u>119</u>	<u>310,000</u>	<u>396,000</u>
<u>120</u>	<u>310,300</u>	<u>396,800</u>
<u>121</u>	<u>310,500</u>	<u>397,400</u>
<u>122</u>	<u>310,700</u>	<u>398,100</u>
<u>123</u>	<u>310,900</u>	<u>398,800</u>
<u>124</u>	<u>311,200</u>	<u>399,400</u>
<u>125</u>	<u>311,500</u>	<u>400,000</u>
<u>126</u>		<u>400,700</u>
<u>127</u>		<u>401,200</u>
<u>128</u>		<u>401,800</u>
<u>129</u>		<u>402,400</u>
<u>130</u>		<u>403,000</u>
<u>131</u>		<u>403,500</u>
<u>132</u>		<u>404,000</u>
<u>133</u>		<u>404,300</u>
<u>134</u>		<u>404,600</u>
<u>135</u>		<u>404,900</u>
<u>136</u>		<u>405,200</u>
<u>137</u>		<u>405,500</u>
<u>138</u>		<u>405,800</u>
<u>139</u>		<u>406,100</u>
<u>140</u>		<u>406,400</u>
<u>141</u>		<u>406,700</u>

	<u>142</u>		<u>407,000</u>			
	<u>143</u>		<u>407,300</u>			
	<u>144</u>		<u>407,600</u>			
	<u>145</u>		<u>407,800</u>			
	<u>146</u>		<u>408,100</u>			
	<u>147</u>		<u>408,400</u>			
	<u>148</u>		<u>408,600</u>			
	<u>149</u>		<u>408,800</u>			
	<u>150</u>		<u>409,100</u>			
	<u>151</u>		<u>409,400</u>			
	<u>152</u>		<u>409,600</u>			
	<u>153</u>		<u>409,800</u>			
	<u>154</u>		<u>410,100</u>			
	<u>155</u>		<u>410,400</u>			
	<u>156</u>		<u>410,600</u>			
	<u>157</u>		<u>410,800</u>			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、

	<u>142</u>		<u>407,000</u>			
	<u>143</u>		<u>407,300</u>			
	<u>144</u>		<u>407,600</u>			
	<u>145</u>		<u>407,800</u>			
	<u>146</u>		<u>408,100</u>			
	<u>147</u>		<u>408,400</u>			
	<u>148</u>		<u>408,600</u>			
	<u>149</u>		<u>408,800</u>			
	<u>150</u>		<u>409,100</u>			
	<u>151</u>		<u>409,400</u>			
	<u>152</u>		<u>409,600</u>			
	<u>153</u>		<u>409,800</u>			
	<u>154</u>		<u>410,100</u>			
	<u>155</u>		<u>410,400</u>			
	<u>156</u>		<u>410,600</u>			
	<u>157</u>		<u>410,800</u>			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、

<u>養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</u> <u>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</u> 別表第3 省略	<u>養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</u> <u>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</u> 別表第3 省略
---	---

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（付則第9項関係）

旧	新
第1条 省略 （市町が処理する事務の範囲等） 第2条 次に掲げる事務は、市町が処理することとする。 （1）省略 （2）滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。<u>以下この号において「条例」という。</u>）および<u>条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</u>（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る。） <u>ア 条例第11条の2第1項の規定による扶養親族に係る届出の受理</u> <u>イ アに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</u> （3）省略 第3条以下 省略	第1条 省略 （市町が処理する事務の範囲等） 第2条 次に掲げる事務は、市町が処理することとする。 （1）省略 （2）滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）<u>の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるもの</u>（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る。） （削除） （削除） （3）省略 第3条以下 省略

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（付則第10項関係）

旧	新
本則 省略 付 則 第1条から第23条まで 省略 （滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置） 第24条 省略 2から5まで 省略 6 学校職員給与条例第6条第3項ならびに第7条第2項および第4項から第6項までならびに新学校職員給与条例第6条第4項および第5項ならびに第7条第1項および第3項の規定は暫定再任用職員について、学校職員給与条例第11条、<u>第11条の2</u>、<u>第11条の4</u>、<u>第13条の2</u>および<u>第13条の2の2</u>の規定は暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員については、適用しない。 7 省略 第25条以下 省略	本則 省略 付 則 第1条から第23条まで 省略 （滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置） 第24条 省略 2から5まで 省略 6 学校職員給与条例第6条第3項ならびに第7条第2項および第4項から第6項までならびに新学校職員給与条例第6条第4項および第5項ならびに第7条第1項および第3項の規定は暫定再任用職員について、学校職員給与条例第11条の規定は暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員については、適用しない。 7 省略 第25条以下 省略

令和6年「職員の給与等に関する報告および勧告」の概要

令和6年10月17日
滋賀県人事委員会

○ 給与勧告・報告のポイント

<民間給与との較差に基づく給与改定>

**月例給、特別給ともに引上げ（3年連続）
（平成4年以来32年ぶりとなる高水準のベースアップ）**

- ① 月例給は、民間給与との較差（10,604円、2.84%）を解消するため、国に準じて給料表を引き上げ
- ② 特別給（期末・勤勉手当）は、民間の支給割合との均衡を図るため0.10月分引上げ

<給与制度のアップデート>

国に準じて、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に見直し

- ① 採用における競争力向上のため、若年層の給与水準を引き上げるとともに、職務や職責をより重視した給料表への見直し
- ② 地域手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当を見直し

1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 地方公務員の給与は、地方公務員法の規定に基づき、社会一般の情勢に適応するよう、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。
- ・ 給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な処遇を確保するものであり、職員の士気の高揚、有為の人材の確保など能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。
- ・ 県は民間企業と異なり、市場の抑制力が存在しないこと等から、時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠することが最も合理的であると考えられている。

2 民間給与との比較

133民間事業所の約5,600人の個人別給与を実地調査（完了率93.2%）し、精密な比較を実施

(1) 月例給

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

公民較差 10,604円 2.84% （参考）人事院報告 官民較差 11,183円 2.76%

〔新規採用職員を除く行政職給料表適用職員3,285人、平均年齢41.3歳〕

※公民較差は額・率とも平成4年（9,536円、2.86%）以来32年ぶりの水準

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の特別給の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

民間の支給割合 4.61月（公務の支給月数 4.50月）

3 民間給与との較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

国に準じて給料表を引上げ改定（平均改定率 3.04%）

(2) 初任給調整手当

国に準じて医師および歯科医師に対する手当額を引上げ

(3) 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ（年間支給月数 4.50 月分 → 4.60 月分）

期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
令和 6 年度 期末手当	1.225 月（支給済み）	1.275 月（現行 1.225 月）
勤勉手当	1.025 月（支給済み）	1.075 月（現行 1.025 月）
7 年度 期末手当	1.25 月	1.25 月
以降 勤勉手当	1.05 月	1.05 月

(4) 実施時期

(1)および(2)については令和 6 年 4 月 1 日、(3)については同年 12 月 1 日

（参考）新規採用職員を除く行政職給料表適用職員 1 人当たりの影響額

	勧告前(A)	勧告後(B)	増減(B－A)
平均給与月額	373,580 円	384,104 円	10,524 円（※）
平均年間給与	6,193 千円	6,408 千円	215 千円

（※）内訳：給料 9,920 円、給料等を算定基礎とする諸手当の増 604 円（改定率 2.82%）

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

本年、人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を勧告。本委員会は、これを踏まえ、地方公務員法の均衡の原則に基づき必要な対応を検討した結果、国に準じて次のとおり給与制度の見直しを実施

(1) 給料表および昇給制度の見直し

- ・ 採用における競争力向上のため若年層の給与水準を引き上げるとともに、職務や職責をより重視した給料表への見直しを実施
- ・ 給料月額、(2)の地域手当引下げ後においても、民間水準との均衡が図られた職員の給与水準が維持されるよう、改定後の給料表の額に 100 分の 101.7030 を乗じて得た額とする給料月額の調整を実施（東京都特別区に在勤する職員および医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）
- ・ 昇給制度については、昇給区分上の特定職員の範囲や、昇給させる場合の昇給の号給数について、国に準じて見直しを実施

(2) 地域手当の見直し

地域手当（県内）の支給割合を 1.8 ポイント引下げ（7.5%→5.7%）

(3) 扶養手当の見直し

- ・ 国に準じて配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ（10,000 円→13,000 円）
- ・ 2 年間で段階的に実施

		令和6年度（現行）	令和7年度	令和8年度
配偶者	行政職給料表7級 相当以下の職員	6,500 円	3,000 円	廃止
	行政職給料表8級 相当の職員	3,500 円	廃止	
子（1人当たり）		10,000 円	11,500 円	13,000 円

(4) 通勤手当の見直し

- ・ 国に準じて1箇月当たりの通勤手当の支給限度額（150,000 円）を設け、その範囲内で新幹線鉄道等に係る特別料金等を全額支給できるよう見直しを実施
- ・ 国に準じて新幹線鉄道等に係る特別料金等の支給要件である短縮要件を廃止

(5) その他の諸手当の見直し

- ・ 国に準じて①単身赴任手当および②管理職員特別勤務手当の改定を実施
- ・ 国に準じて③特定任期付職員のボーナス制度ならびに④定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の諸手当の見直しを実施

(6) 実施時期

令和7年4月1日

5 人事管理に関する事項

(1) 人材の確保・定着

- ・ 民間企業志望者や転職希望者も含めた、より幅広い層がチャレンジしやすい試験方法の導入など、試験制度の見直しを早急に行う必要
- ・ 「選ばれる」組織となるために、働きやすい職場環境づくりや、全庁一丸での積極的な情報発信、インターンシップの充実に取り組むとともに、強い危機感を持って採用辞退者抑制の取組を充実させる必要
- ・ 近年、若手職員の離職が増加傾向にあり、具体的な離職理由を把握した上で対策を講ずることが必要

(2) 全ての職員の活躍推進

- ・ 職員が互いに個性や価値観を多様性として認め合い、意欲とやりがいを持って、チームとして力を最大限発揮できる県庁を実現する必要
- ・ 年齢や性別、性的指向および性自認、障害の有無、育児や介護といった様々な事情を問わず、全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮できることが重要
- ・ 風通しが良く、職員が互いを気遣い合う組織風土を醸成し、職員がやりがいや誇りを実感し意欲を高めることができるよう取り組む必要

(3) 働き方改革の推進と勤務環境の整備

- ・ 業務の進捗や終了に合わせて、新たな行政課題への対応や職員の過重な負担の軽減、働きやすい職場環境づくりのため、人的資源を必要な部署に的確にシフトさせていくこと、また、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制を確保することが重要
- ・ 学校においては依然として長時間労働の解消には至っておらず、学校教務の見直しや部活動の負担軽減に向けた実効性のある取組の推進、学校の管理職員をサポートする取組など教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みの拡充、また、適切な教員数の確保に向けた取組を

進めていく必要

- ・ 仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、男性職員の育児休業の長期取得など、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、引き続き人員配置にも配慮した職場環境の整備を推進するとともに、育児・介護休業法の改正等を踏まえた適切な措置を講じる必要
- ・ メンタルヘルス不調は人材の損失にもつながる重大な課題であり、管理職員は職員の健康確保に対して安全配慮義務があることを自覚し、職場全体で早期に対応するとともに、勤務間インターバルについては、効果的に活用されるよう取組を推進していく必要
- ・ ハラスメントの防止等に関する指針の内容を全ての職員が正しく理解し、互いの意見や立場を尊重して行動するなど、相談しやすい雰囲気醸成やハラスメントを起こさない職場環境を確立するとともに、カスタマーハラスメントについて、著しい迷惑行為に対しては毅然とした対応が求められ、組織として職員を守る取組が必要

(4) 公務員倫理の徹底

- ・ 任命権者において引き続き不祥事の再発防止に取り組むとともに、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することが必要